

# 平成26年度第2回庁議 会議録

[日 時] 平成26年5月2日（金） 9時～10時5分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長  
港務局事務局港湾課長代理出席

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 臨時議会提出議案について (関係部局)

(2) 平成26年度重要事業及び懸案事項について (関係部局)

3 連絡事項

笑顔甲子園（第4回）について (企画部)

1 市長あいさつ

本日の庁議にもありますが、臨時市議会が5月9日に招集告示、5月16日に招集されます。  
また、引き続いて6月議会も始まるので、遺漏のない対応をよろしくお願いいたします。

## 2 議 事

市 長	<p>まず、「臨時議会提出議案について」、総務部、福祉部、企画部の順に説明をお願いします。</p> <p>＜別添資料、臨時議会関係資料に沿って説明＞</p>
総務部長	<p>総務部からは、報告第5号及び追加提出予定の人事議案について、説明する。</p> <p>まず、報告第5号、「専決処分した事件の承認」は、「新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例」の制定で、今回の改正は、国の平成26年度税制改正による「地方税法」の一部改正に伴い、第1条で「新居浜市税賦課徴収条例」の一部を、第2条で「新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例」の一部を、第3条で「新居浜市都市計画税条例」の一部をそれぞれ改正したもので、主な改正内容について説明する。</p> <p>まず、「新居浜市税賦課徴収条例」の一部改正については、個人市民税関係についてで、附則第17条の2第1項及び第2項において「優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の特例」の適用期限を平成29年度まで3年延長するものである。</p> <p>次に、法人市民税関係については、第23条、「市民税の納税義務者等」では、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴い、恒久的施設を有する外国法人については、当該恒久的施設に帰属する所得に対する法人市民税の納税義務者は、当該恒久的施設を有する外国法人とするものである。</p> <p>次に、第34条の4、「法人税割の税率」については、法人市民税の法人割の税率を14.7%から12.1%に引き下げ、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用するものである。</p> <p>次に、軽自動車税関係については、第82条、「軽自動車税の税率」は、地方税法の改正に伴い、軽自動車税の税率を引き上げるものである。</p> <p>まず、原動機付自転車及び2輪車については、平成27年度分からその税率を約1.5倍に引き上げるとともに、現在、2000円未満の原動機付自転車の税率を2000円に引き上げるものである。</p> <p>また、3輪及び4輪以上の軽自動車の税率については、平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受ける場合、自家用乗用車にあっては1.5倍に、その他の区分のものにあっては約1.25倍にそれぞれ引き上げるものである。</p> <p>次に、附則第16条、「軽自動車税の税率の特例」については、軽自動車においてもグリーン化を進める観点から、3輪及び4輪以上の軽自動車が</p>

初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の当該軽自動車に対する軽自動車税の税率について、平成28年度分から約20%の重課を行う規定を新設するものである。

次に、固定資産税については、附則第10条の3、「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」は、耐震基準適合家屋について、固定資産税の減額措置の適用を受けようとする者の申告についての規定を追加するものである。

建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定により耐震診断を義務付けられた家屋について、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に現行の耐震基準に適合させるよう改修工事を行い、耐震改修後3月以内に市へ申告した場合には、改修工事が完了した年の翌年度から2年度分の当該家屋に係る固定資産税額の2分の1に相当する額を減額する措置が創設され、その適用を受けようとする者の申告書等の提出について規定するものである。

次に、「新居浜市都市計画税条例」の一部改正については、附則第2条、「法附則第15条第34項の条例で定める割合」については、法附則第15条の一部改正に伴う引用条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うものである。

次に、追加予定の人事案件については、まず、新居浜市固定資産評価員の選任については、田中洋次氏が平成26年3月31日に辞任したため、新たに評価員を選任するについて、議会の同意を求めるものである。

次に、新居浜港務局委員会の委員の任命については、新居浜港務局の委員、頼木清隆氏は、平成26年3月31日をもって辞任したため、新たに委員を任命するについて、議会の同意を求めるものである。

福祉部長

福祉部からは、報告第6号について説明する。

報告第6号、「専決処分した事件の承認」については、「新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の制定で、今回の改正は、「国民健康保険法施行令」の一部が改正され、平成26年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

改正内容については、国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ及び軽減判定所得の見直しにより、軽減される対象者を拡大するもので、まず、国民健康保険料の賦課限度額の引き上げについては、第11条の9及び第16条第3項に規定する後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を14万円から16万円に、第12条の5及び第16条の4項に規定する介護納付金賦課額に係る賦課限度額を12万円から14万円に、それぞれ引上げ

るものである。

この改正により、賦課限度額到達世帯については、介護納付金を含め、年間4万円の保険料の増額となり、年間最高保険料額が77万円から81万円となるが、より所得の高い世帯に新たな負担を求めることで、最も負担感が強いとされる中間所得者層の負担軽減を図ることが可能となる。

次に、軽減判定所得の見直しについては、第16条第1項第2号の、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に世帯主を含めることで、5割軽減となる世帯の拡大を図るとともに、第16条第1項第3号の、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を35万円から45万円に引き上げることで、2割軽減となる世帯を拡大するものである。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行し、改正後の条例の規定は、平成26年度以降の年度分の保険料について適用するものである。

企画部長

企画部からは、報告第7号及び議案第43号について説明する。

まず、報告第7号、専決処分した事件の承認については、平成25年度一般会計補正予算を専決処分したもので、歳入歳出ともに、8億2,166万5千円を追加し、補正後の予算総額を488億8,733万7千円とするものである。

歳入の主なものは、市税については、法人市民税等で増収が見込まれることから、1億9,400万円を追加計上し、地方消費税交付金、特別交付税などについては、それぞれ交付額が確定したことから、増額分を追加するものである。

そのほか、財産収入については土地売り払い収入、寄附金についてはふるさと納税寄附金を計上している。

次に、歳出については、先程の歳入増額分などを財政調整基金等に積み立てるため、基金積立金を8億2,166万5千円追加し、内訳としては、財政調整基金積立金7億7,164万5千円、減債基金積立金5,000万円である。

そのほか、総合文化施設建設推進費、総合福祉センター整備事業の繰越明許費の追加、上部東西線改良事業（街路）及び大島交流センター整備事業の繰越明許費の変更について、それぞれ予算措置するものである。

次に、議案第43号、平成26年度新居浜市一般会計補正予算については、今回の補正は、国の平成25年度補正予算に基づいて、県に基金を積んで、創設された「地域人づくり事業」と全額、国の交付金を受けて実施する「過疎集落等自立再生対策事業」について予算措置するものである。

<p>市長</p>	<p>補正額は、9, 559万1千円で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ469億1, 186万9千円とするもので、前年度同期と比較して、8, 672万4千円、0. 4%の増となっている。</p> <p>事業の内容は、「地域人づくり事業」については、「地域人づくり介護人材確保支援事業費」ほか、8事業を計上しており、それぞれ、新たに雇用拡大に繋げるもの、すでに雇用されているものの処遇改善に繋げるものに区分され、財源は、全額県支出金で措置されるものである。</p> <p>次に、「過疎集落等自立再生対策事業」については、「別子山未来プロジェクト事業費」で、別子山地域の特性を活かして、「別子山ブランド」を創りだし、雇用や収入の確保によって、定住あるいは、交流人口の増加を図るというもので、具体的には、サトウカエデ、朝鮮ニンジン、地鶏といったものの栽培、育成に取り組む事業で、事業費は1千万円、財源は全額国庫を充てている。</p> <p>平成26年度重要事業及び懸案事項について、新規項目、今後の指針を変更しようとする項目など、今回、特に報告が必要と考える項目について、説明をお願いします。</p>
<p>企画部長</p>	<p>企画部の重要事業・懸案事項8項目の内、2項目について説明する。</p> <p>まず、瀬戸・寿上水道問題については、平成24年12月以降、組合長不在の状況の中で、組合・水道委員との意見交換会の開催には至っていない状況で、組合役員とは継続的な協議を重ねた結果、平成26年2月に、市関係者が、瀬戸・寿上水道組合の水道委員会へ出席して、消費税増税に伴う送水電気料金への転嫁や地区内の消火栓の修繕について説明するなどの意見交換を行った。</p> <p>4月に新組合長が決定し、連休明けの総会で、新役員が正式に決定することなので、今後は、問題解決に向けての市関係者と、組合・水道委員との意見交換会を早期に開催できるよう働きかけを行い、地元の理解と協力を得ながら、取り組んでいきたいと考えている。</p> <p>次に、ワンストップサービスの拡充については、ワンストップサービスは、平成26年1月に、プロジェクト会議の主管を総合政策課に移して、ワーキングチームを設置した。</p> <p>現在、「市民総合窓口」と「福祉総合窓口」の2つのエリアで、それぞれワンストップサービスを行う、神奈川県海老名市の方式をベースにして、総合窓口の開設に向けて検討を重ねている。</p> <p>今後の予定は、総合窓口開設のためには、1階フロアの全面改装が必要</p>

<p>総務部長</p>	<p>になることから、まず、5月中に、そのフロアレイアウトの設計を委託するコンサル業者を公募プロポーザルで選定し、その後、ワーキングチームとコンサル業者でやり取りしながら、フロアレイアウト改善図、サイン計画、備品計画書などを作成して、平成27年度の総合窓口開設に向けて、精力的に取り組んでいきたいと考えている。</p> <p>総務部の重要事業及び懸案事項7項目のうち、2項目について説明する。</p> <p>まず、人材育成の推進（人事マネジメントの見直し）については、給与への反映には、給料、勤勉手当などがあるが、先日、地方公務員法が改正され、給与などに能力や実績を反映させる人事評価制度が導入されたことも踏まえ、平成26年度については、現行の人事評価制度を活用し、評価結果を「12月度の勤勉手当」から反映することを目標に取り組んでいく。</p> <p>今年度の予定については、評価結果を勤勉手当に反映させるためには、支給時において年2回の人事評価を行うことになり、先ず、全職員を対象に6月期に人事評価を試行し、その結果を分析した上で評価結果を反映するための制度設計を行った後、12月期から実施したいと考えている。</p> <p>そのため、今年度から、評価者の皆さん（係長以上）には、年2回（5月、11月）の人事評価をお願いすることになるので、お願いしたい。</p> <p>今後においても、地方公務員法の改正の趣旨を踏まえ、現行の人事評価システムを改良しながら、人事マネジメントの見直しにより、人材育成を推進していくものである。</p> <p>次に、「ご当地ナンバープレート交付事業」については、原動機付自転車の課税標識（ナンバープレート）は、市民に親しまれるとともに、市外にも広告できるデザインを取り入れて、新居浜市らしさをアピールするため、オリジナルナンバープレートを作成し、平成27年4月1日から交付する予定である。</p> <p>なお、ナンバープレートのデザインについては、本市出身の近藤勝也氏に作成していただくことになっている。</p>
<p>福祉部長</p>	<p>福祉部の重要事業及び懸案事項のうち、4項目（新規2項目、変更分2項目）について説明する。</p> <p>まず、高齢者福祉計画（第6期介護保険事業計画）の策定では、第6期計画は平成27年度から3か年計画となるが、団塊の世代が75歳に到達する2025年に向けて、地域包括ケアシステムの構築を推進していく事業計画と位置づけている。策定にあたっては、中長期的な視野に立って、在宅サービス・施設サービスの方向性の提示、各種サービスの見込み量、</p>

	<p>取り組むべき施策、体制等を明らかにするとともに、県内保険者中1位という高い保険料となっていることから、給付と負担のバランスを考慮しながら給付費抑制の視点も取り入れた計画策定に取り組むものである。</p> <p>次に、子ども・子育て支援新制度施行への円滑な移行については、平成27年度からの新制度の本格施行に向け、子ども・子育て会議を開催し、子ども・子育て支援事業計画の策定をはじめ、新制度施行に伴う関連事項についての協議を進めていく。</p> <p>ただし、現時点において新制度の詳細設計が明らかになっていないため、新たな問題や事務対応も予想されるが、今年度においては、ニーズ調査結果を踏まえた量の見込みの推計、子ども子育て支援法に基づく条例の制定、新制度への円滑な移行に向けた庁内協議及び体制整備を行うとともに、新制度の概要や従来制度の変更点などについて広報誌やホームページ等を活用し、周知に努めていく。</p> <p>次に、東新学園の建て替えについては、平成25年度中に基本方針を決定することになっていたが、昨年度の政策会議では建設場所を現所在地とし、施設規模・運営体制を再検討することで確認されており、今後は、できるだけ早期に着工できるよう平成27年度に設計、平成28年度に着工に向けて、国の指針である小規模化を図り、かつ、指定管理者制度の導入、民間移管を見据えた施設規模、形態を検討し、平成26年度中に基本方針を決定していく。</p> <p>次に、健康都市づくりの推進については、健康増進計画「第2次元気プラン新居浜21」に基づき、平成26年度から平成36年度までの11年間、最終目標である「健康寿命の延伸」に向け、計画的に取り組んでいく。</p> <p>また、先日の政策懇談会では、今年度のテーマとして、健康都市づくりについて審議していくことになったことから、健康都市づくりワーキンググループを設置し、5月下旬に第1回目の会議を開催し、月1回ペースで、5回程度の会議を開催し、具体的施策の協議を行い、提言をとりまとめたかと考えている。</p>
市 長	<p>ワンストップサービスについては、関係部局と十分協議を行い、混乱が生じないように、事務の流れ等を確認しながら進めてほしい。</p>
企画部長	<p>それから、公共施設白書は、いつできるのか。</p> <p>今年中である。</p>
市 長	<p>障がい者雇用は、いつまでか。</p>

総務部長	あと2年。来年度中にあり方について検討していく。
市長	<p>入札制度の改善について、建設業協会から最低制限価格などの要望があったが、どうするのか検討をお願いします。</p> <p>また、高齢者福祉計画の説明があったが、介護保険料が高いので、次の計画では、何とかこれを下げるような計画にしていきたい。</p> <p>次の健康都市づくりの推進については、元気プラン21だけの範囲ではなく、スポーツの振興、高齢者介護など、関係の部局と十分協議をして進めていってほしい。</p>
副市長	子ども子育ての条例は、いつ上程するのか。
福祉部長	9月議会を予定だが、国の方から方針が出てこない状況である。
副市長	<p>東新学園の建替えについては、公立の場合の補助メニューがないのであれば、今の、現状のまま指定管理、民間移管を先に行い、その後、立て替えて補助するという方が運営形態に合わせた建物が建つので、後よりも先の方がいいので、この手法も入れて検討してほしい。</p>
市民部長	<p>市民部の重要事業及び懸案事項のうち、「地域コミュニティの再生」、「防犯灯LED化の推進」、「単位自治会レベルの自主防災組織結成促進」の3点について説明する。</p> <p>まず、「地域コミュニティの再生」については、現在の自治会加入率は67.2%、市民の3分の1が非自治会員という状況になっており、その背景にあるものを正しく認識することの重要性を感じている。どうして自治会が必要なのかを単純明快に説明できるかできないか、そのことが自治会離れを防ぐ重要なポイントであると考えている。最近、特に多いのは、自治会に入って何のメリットがあるのかという指摘である。災害時や不測の事故のときに、助け合うことの必要性や地域の絆の大切さを説くだけでは、伝わりにくい気がしてなりません。今年度から取り組む「コミュニティ活性化事業」では、地域の抱えている課題をみんなで発見し、力を合わせて解決していくことで、自分達で地域を創ることの面白さ・楽しさを実感できる機会を生み出したいと考えている。これまで受益者意識が強く、損得勘定がバロメーターになっていた感もあるが、当事者意識を持ってコミュニティに関わることで、地域に対する誇り、プライドを実感できる、そのような事業に取り組んでいきたいと考えている。しかしながら自治会だけ</p>



で新しい事業を企画立案、運営していくことは困難な点も多々あることから、市民活動推進課職員がブロック担当として事業に関与するとともに、職員ボランティアを中心として地域ごとに協働の担い手となる職員を選任し、アドバイスできる体制を整える必要がある。

また、防災や環境、地域福祉など想定されるテーマに関しては、各担当部局との連携協力も必須であり、地域の拠点施設としての公民館の役割も大きいものと考えている。まさにチーム新居浜でコミュニティの再生に取り組むスタートの年にしてまいりたいと考えている。

コミュニティ活性化事業については、4月の連合自治会理事会で説明し、今月22日を目途に事業申請に取り組んでいる。全校区で取り組む花いっぱい運動に加え、各校区二つの事業に取り組むことを想定しており、一つは全校区共通テーマとして、防災への取組みを掲げている。

もう一つは、各校区の話し合いで、独自の地域課題解決に向けて取り組むことになり、今後、関連部局に相談に伺う事も多々あろうと思うので、お願いする。

次に、「防犯灯LED化の推進について」は、防犯灯LED化に取り組む目的は、これまで自治会員のみが防犯灯の設置や電気代を負担していたことの不公平感を是正し、税負担に移行させることで浮いた財源を活用して、自治会活動の活性化を図ろうとするものである。同時に、環境に対する負荷の軽減や市民の安全安心の確保も目指している。

現在、各自治会から防犯灯の設置状況調査報告を提出していただき、正確な状況を把握しており、4月30日に決定した「リース契約事務化のサポート業務」受託者である(株)アセスと今月内に仕様書を作成し、6月に入札募集、7月中にはプロポーザル方式により、業者決定に漕ぎ着けたいと考えており、11月末を目途に防犯灯LED化を完了させたいと考えている。約8,400灯の大幅切替えになるので、様々な課題も発生するものと予想され、建設部をはじめ各部局のご支援も必要になろうかと思うので、その際にはお願いする。

最後に、「単位自治会レベルの自主防災組織の結成促進」については、今後想定される南海トラフ巨大地震による被災、さらには台風等の風水害被害など、自然災害に対する備えが求められている。しかしながら本市の自主防災組織の実態は、校区単位では100%の設置を完了したものの、単位自治会では95自治会、約3割の設置に止まっている状況にある。

いざという時には隣近所、日常的な付き合いのある関係こそが重要であるとの観点から、自治会活性化策の一環として、単位自治会レベルの実質的な防災組織の結成に取り組んでいく。単年度の場合当たり対応ではなく、3

か年の継続的・戦略的な取組みのもとに、最終的な単位自治会のカバー率を現在の2倍、6割になるよう目標設定し、段階的に取組んでいきたいと考えている。

具体的な事業展開としては、初年度の今年度は地域の実態を調査し、課題・問題点を把握し、住民の皆さんに情報提供しようと考えている。地域点検のワークショップや研修会を実施した上で、防災マップの作成・配布に取り組んでいくことから始めたいと考えている。

活動の充実にあたっては、これまで人材育成してきた防災士の皆さんが活躍できる場を提供するとともに、各自治会に防災士が確保できるように、愛媛県が実施する研修会に自治会から推薦された人材を派遣していく。今年度から3か年でさらに150名を養成し、300名規模になることを目指していく。

また、今年度は、防災に関する取組みが自治会のみではなく、国や県のモデル事業として、公民館や学校でも計画されており、その実施にあたっては、決して縄張り意識を持って取り組むことのないよう、連携協力体制を大事にしていきたいと考えている。市民全体、各界各層に防災意識を啓発することにより、いざという際の活動が身に付くものと考えている。どうすれば自らの生命を守ることができるのか、自治会レベルでの議論が起こるように働きかけることが重要であり、防災安全課職員のみではなく、様々なマンパワーを活かして、出かける防災教育を展開していきたいと考えている。

環境部長

環境部の重要事業及び懸案事項9事業のうち、2事業について説明する。

まず、ごみ有料化については、平成13年には大型ごみ、平成20年には家庭ごみ、さらに平成24年度にも大型ごみについて有料化を図ろうとしたが、それぞれ見送られてきた経緯がある。

今後の指針として、現在のところ、過去に有料化を計画した時期とは、ごみ量が減少しているなど状況が異なっており、処理施設の能力上も問題がないため、今すぐ有料化をする必要性には乏しい状況である。

また、次の消費税増税も控えていることから、当面は、生ごみの減量に取り組む、その結果を見て検討することとしたいと考えている。

なお、ごみ有料化と自治会ごみステーションの管理運営との関連付けについては、公共性・公平性等での課題も多いが、今後、全国事例等の研究や市民の意向調査などを行っていく。

次に、第2次環境基本計画及び環境保全行動計画の推進については、平成26年度からスタートした新基本計画及び行動計画（通称にはま環境

経済部長

プラン) を推進するもので、防災が目標項目に加えられている。

今後の方針としては、計画書の印刷製本を行うとともに、「人と自然が共生するまち」という、目指す環境像の実現のためには、市民や事業者と協働して取り組む必要があることから、本計画について広く周知に努めていく。

また、計画の推進体制として、新居浜市地球高温化対策地域協議会やいはま環境市民会議と連携することになっており、今後も協議しながら、各種環境施策の推進を図っていく。

なお、市への支援組織である環境市民会議も高齢化が進んでいることから、事業内容の見直しや新会員の参加呼びかけなどが急がれるところであり、活動するための場所の提供なども求められている。

経済部の重要事業及び懸案事項9事業のうち、2事業について説明する。

まず、端出場温泉保養センターの再生については、今回、市の直営部分である4階部分については、温泉施設を縮小して、残りの部分は、子ども用施設として再生、その他の施設全体としては、1階からエレベータを経由して芝生広場への動線の確保、芝生広場の充実、空調設備の更新等の整備方針を決定し、4月10日に市議会産業・観光振興対策特別委員会で審議いただいた。

今後の方針としては、4月25日に議員全員協議会で整備方針について説明し、5月10日には、消防庁舎4階のコミュニティ防災センターにて、市民説明会を開催する予定である。

設計委託料については、6月補正で計上し、今後の予定としては、27年度工事をし、28年4月オープンを目標に取り組む予定である。

次に、公共交通体系の整備（生活路線バス、デマンドタクシー）について説明する。

まず、デマンドタクシーについては、平成23年1月から試験運行を開始し、平成25年10月1日に見直しを行った。1点目として、利用対象地域を川東地区、上部地区（別子山地域を除く。）全域に拡大し、2点目として、予約締切時刻を緩和し、30分前までに変更し、3点目として、通院に限り、エリア外で上部東、上部西エリアで直接行ける施設を設定した。

平成26年3月末の状況は、一日当たりの利用者数は45人、1台当たりの利用者数は2人ということで、当初の1日当たりの40人、1台当たりの2人の目標を達成したということである。

既存のバス路線の見直しについては、1点目として、瀬戸内バス黒島線の高専通りを経由しての新居浜駅乗り入れ、2点目として、今治線の昭和

	<p>通りから市役所通り経由への変更、3点目として、マイントピア別子線等の労災病院乗り入れを実施し、中心市街地内の公共施設、商業施設、医療施設や交通拠点等を結ぶ路線網の確保に努めている。</p> <p>今後の予定として、平成26年9月までは、現在の形態でのデマンドタクシーの試験運行を行い、平成26年10月からは、バス交通空白地域に導入する新たな公共交通の形態はデマンド型乗合タクシーとし、現在のエリアに本格導入する。</p> <p>また、公共交通の利用促進を図るため、公共交通ガイドブックの作成・配布、バスの乗り方教室等を実施する予定である。</p>
市長	<p>市民部のコミュニティの再生の中で、校区担当者を設けとあるが、市民活動推進課に置くのか。</p>
市民部長	<p>ブロックごとの調整役を置くが、それだけではきめ細かい対応できないので、現在のまちづくり校区集会で運営しているそれぞれの地区の市職員や職員ボランティアで登録している方がいるので、今年度、うまく地域と繋がっていくようなきっかけ作りを行っていききたい。</p>
市長	<p>当面は、連絡調整役でいいので、校区連合自治会との連絡役、市との連絡役ということで、早く実施してほしい。</p> <p>それから、LED化については、地元の電気業者が工事に参加できるような手法でお願いしたい。</p> <p>各单位自治会に自主防災組織を作り、その中に防災士が一人くらいいるような体制を作してほしい。</p> <p>環境部の関係では、レジ袋を廃止した結果、結局、ゴミ袋を買うことになったというような話を聞くが、このことをうまく利用し、自治会加入促進に繋がるようなゴミステーションの管理方法について検討してほしい。例えば、「ゴミ袋を市が買って、自治会員に渡し、一定以上のものは買っていただく。」というようなことも検討して行ってほしい。</p>
建設部長	<p>建設部の重要事業及び懸案事項の14項目のうち、4項目を説明する。</p> <p>まず、「駅南北一体化による新都市拠点の形成」については、新居浜駅周辺まちづくり協議会を設置して検討を行っているが、さらに政策懇談会や地元住民の会でもご意見を伺い、市民参画により、まちづくり構想を策定していく。</p> <p>また、鉄道高架については、市議会や商工会議所内の高架促進期成同盟</p>

会への説明を行い、早い段階で方針を決定する。

次に、「駅周辺整備事業」については、駅前32街区の活用を図るため、対象地内の民地を買収するとともに、学識経験者を含めた審査委員会を設置し、事業企画提案方式（プロポーザル方式）による進出事業者の選定を行い、民間施設の早期誘致を図っていく。

次に、「角野船木線改良事業」については、全線開通によりインターチェンジへの接続効果を早期に発揮するため、残る第2工区について、1年前倒しして平成28年度の完成を目指し、用地買収を進めていく。

最後に、「公営住宅建替推進事業」については、長寿命化計画に基づき、南小松原団地9-1号棟の建替え工事を実施し、平成27年度から新たに建替える公営住宅（治良丸南団地）の住民説明会を実施していく。

水道局長

水道局の重要事業及び懸案事項4項目の内、2項目について説明する。

まず、施設の整備促進(新山根・金子山・滝の宮)については、現状の取り組みでは、上水道の安定供給に向けて、平成22年度に策定した新居浜市水道ビジョンに基づき、災害に強い上水道の実現のため、効率的に老朽施設の更新や耐震化を推進し、ライフライン機能強化、整備を進めている。

今後の指針として、船木配水池については、引き続き場内整備及び電気設備工事を行い、平成26年度中に供用開始予定である。

新山根送水場については、平成26年度末までにポンプ場管理棟、ポンプ設備、電気設備等の整備を行い、新山根配水池と合わせ平成27年4月に供用開始予定である。

滝の宮送水場については、更新・耐震化及び多目的機能をあわせた応急給水拠点としての整備に着手し、平成26年度から用地買収・ボーリング調査・実施設計等を行う。

金子山配水池については、配水池建設候補地の選定に向け、調査、検討に基づき方針決定を行い、平成27年度から調査測量など事業着手を目指し、平成32年度末までの配水池築造に向けて事業を推進していく。

次に、新規項目として「工業用水道事業施設更新基本計画の策定」については、本市工業用水道事業は、昭和41年の供用開始以来、現在まで住友企業の工場操業に欠かすことのできない工業用水を供給しているが、建設から約50年が経過している施設もあり、一部の施設や管路には劣化や耐震性に問題が認められることから、今後の方針として、平成26年度には、平成25年度に策定した「予備検討業務」の成果に基づき、老朽化してきた工業用水道施設の更新計画の方向性を示す基本計画を策定し、平成27年度以降、実施設計、工事施工と順次事業を進めることにより、工業

<p>教育委員会事務局 長</p>	<p>用水道の安定供給に努める。</p> <p>教育委員会の重要事業及び懸案事項 11 項目のうち、2 項目について説明する。</p> <p>まず、「高齢者生きがい創造学園の運営及び施設の検討」については、創造学園は平成 5 年に設置され、施設自体は旧桃山学院短期大学として昭和 48 年に建設されたもので 40 年が経過しており老朽化が著しく、耐震化も未対応であり、また、広瀬の丘陵地を利用して短期大学として設計されているため、施設内に段差・階段が多く高齢者に対応した施設とはなっておらず、施設の運営についても、対象者が高齢者ということで介護保険制度との協力や施設整備の在り方など方向性を検討する必要があると考えている。</p> <p>次に、「学校給食施設建設計画の検討」については、昨年度「新居浜市学校給食検討委員会」において、調査研究を行い、学校給食施設として、共同調理場・センター方式による整備が適当であると報告を受けたことから、本年度庁内関係課によるプロジェクトを組織して、整備のスケジュール・概算事業費・運営方法等を今年度末までに検討し、第五次長期総合計画の後期に盛り込んでいきたいと考えている。</p>
<p>市 長</p>	<p>建設部関係で、自転車走行空間整備計画については、今年度、策定するということであるが、いろいろと計画は出てくるが、何も形ができていないので、是非、ハード面の整備を進めていただきたい。</p> <p>公営住宅建替推進事業については、松原の国家公務員住宅の売却などもあることから、市営住宅の長寿命化計画も含め、今後の計画を聞かしてほしい。</p> <p>それから、教育委員会関係で、高齢者生きがい創造学園はどうするのか。</p>
<p>教育委員会事務局 長</p>	<p>施設として 40 年が経過しており、建てなおすというのは現実的ではないので、別の場所で、同様の事業ができればと考えている。</p>

(1) 笑顔甲子園 (第 4 回) について

<p>企画部長</p>	<p>お手元に配布しているチラシのとおり、第 4 回高校生笑い日本一決定戦「笑顔甲子園“絆” in 新居浜」を今年の 8 月 23 日 (土)、24 日 (日) に開催する。</p> <p>今年で 4 回目を迎える「笑顔甲子園」は、4 月 22 日に報道発表を行い、</p>
-------------	---

市 長	<p>現在、広く出場者を募集するため、ポスター、チラシ等の配布を中四国、近畿、九州圏の各高校、またマスコミを中心に行っているところである。</p> <p>今年の特別審査員は、「ダウンタウンのガキの使いやあらへんで」のレギュラーなど、落語家、お笑いタレントとして、長年活躍している 月亭方正（旧芸名：山崎邦正）さんに来ていただけることが既に決まっていることから、多くの皆様にご来場いただけるよう、PR活動に努めていく。</p> <p>また、今年は大大会運営に高校生ボランティアを募り、全国から集まる出場高校生を地元の高校生が応援すると同時に、大会を若い世代に広め、笑顔による交流を深めていただきたいと考えている。</p> <p>大会の周知については、過去の大会の様子が閲覧できるホームページを作成するとともに、ツイッターやフェイスブックを活用することにより、最新の情報を広く提供することとしている。</p> <p>各部局におかれましても、出場者募集やイベントの告知について、ご協力をお願いします。</p> <p>4回目ということで、マンネリ化しないように、広く市民が参加し、市民が盛り上げるものでもあるので、連合自治会や小中学校など、周知をお願いします。</p> <p>これで、第2回庁議を終了する。</p>
-----	---